

# 「ものなり」表現の系譜について

東 辻 保 和

## 目 次

はじめに

第一節 平安時代の仏書訓点資料

第二節 本邦祖師による教義書

第三節 仏教歌謡

結びに代えて

## はじめに

小稿の筆者は、前に「中世における『ことなり』『ものなり』表現について」<sup>(1)</sup>という論考を発表し、中世における判断表現「ことなり」「ものなり」の使用状況を概観したことがある。その際、特に注目されたのは、正法眼蔵、蓮如御文等の教義書には「ものなり」が多く、「ことなり」はきわめて少い、一方、神皇正統記、愚管抄等の史論においては、殆どが「ことなり」であって、「ものなり」は僅かであるという事実である。小稿においては、これらのうちでも特に、教義書に「ものなり」の多用されていることが上記二書に限っての、いわば特異な現象なのであるかどうかについて、平安時代初期にまで遡って調べてみようと思うのである。

第一節 平安時代の仏書訓点資料

平安時代加点の仏書訓点資料のうち、訓読文の公刊されているものに拠って、「ものなり」「ことなり」の使用度数を調べ、それを一覧表にしてみると次の如くなる。<sup>(2)</sup>

資料	ものなり	ものぞ	小計	ことなり	ことぞ	小計
西大寺本金光明最勝王経平安初期点	九	三三	四〇	二		二
成実論天長五年点	五九	一	六〇	二		二
小川本願経四分律古点	一	五	六			
聖語藏四分律卷四十六破僧撻度古点	四	五	九			
地藏十輪経元慶七年点	四	一	五			
西大寺本不空罽索神呪心経寛徳点	二		二			
龍光院藏妙法蓮華経古点	五		五	一		一
興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点	二五		二五			
大唐西域記長寛点	二		二			
南海寄帰内法伝古点	三	一	四	四		四
法華経玄賛淳祐古点	三	六	九	一四	三	一七
法華経義疏長保点	四		四	一九		一九

①西大寺本金光明最勝王經平安初期点

1 「於」菩提に離(る)モノにしていはば、菩提になる心も亦不可得なるモノか。菩提といふ者は言説す可(き)モノに(あら)ず(不)。心も亦色も無く相も無く、事業も有(る)こと無し。造作す可(き)モノにも非又をモチテ、衆生も亦不可得ス。亦知す可(き)モノにもあらヌ(不)モノか。(卷四、最淨地陀羅尼品第六、六〇頁7行)

2 時に樹神有(り)て、半身を示現す。是(の)如キ語を作(き)ク、「善哉善哉。」といひ、「善男子、汝は実義有(り)て流水と名(づけ)ラレたるモノなり(者)」。此の魚を可啓みて、其に水を与フ応し。」といひ(卷九、長者子流水品第廿五、一七九4)

3 所有ル仏を礼讚する功德と、深キ心清淨なると瑕穢無キに、廻向し発願する福の無辺なるとをモチテは、当に惡趣を六十劫超するモノゾ。若有ル男子(にま)レ及女子(にま)レ、婆羅門等の諸の勝族にマレの掌を合せ心を一にて仏を讚歎(し)たてまつるいは、生に生に常に宿世の事を憶するモノゾ。願をモチテ(於)未來の所生の処には常に人天に共に瞻仰(せら)ル、こと得ルモノゾ。(《中略》)百千の仏の所に善根を種(ゑ)たるヒトはい、方に斯の懺悔の法をば聞(く)こと得ルモノゾ。[トいひき。(卷二、夢見懺悔品第四、四一1~5)]

4 世尊、若所在の処に是(の)如キ金光明王微妙經典を講べ説かば、(於)其の国土に四種の利益有ルベカリケリ。何者四と為ることとならば、一者国王は軍衆強(く)盛にして、諸の怨敵無(け)む。(卷二、分別三身品第三、三一19)

5 我レ今彼の尊者を讚歎(せ)むこと、皆往昔の仙人の説の如クせむ。吉祥なること成就し心安隱なり。聡明と慚愧ありとも名聞有ルコトあり。(卷七、大弁才天女品第十五、一三七14)

「ものなり」七例のうち二例は、「者」の訓読、他は読添えである。会話文における「ものぞ」をも含めることとする。

②成実論天長五年点

6 是(く)如く業不善の報に従(ひ)て異報生(す)こと有り。无記に従(ひ)て報生(す)ものには(あら)不。(卷十一、

## 聚業品第百三、三頁下段15行

- 7 又但心を発(す)ときに能(く)他を損益するものには(あら)不。飢渴の衆生には要(す)飲食を須(む)心業い能(く)除するものには(あら)非(る)如く又世間の人は衰と利と大に甚し。(卷十二、三業輕重品第百十九、五五4、6)
- 8 是れ垢心の修集するを則(ち)名(づけ)て使と為。但垢心の生ずる時のみを使と名(づくる)ものには非(す)。(卷十三、習諦聚中煩惱論初煩惱相品第百二十一、六八3)
- 9 諸知は縁无キを以(ち)て(而)生(る)ものには(あら)不。物を知(る)を以(ち)ての故に知(と)名(づく)。(卷十六、破无品第百四十六、二八18)
- 10 又行者は念を生(す)べし。我瞋恚(を)起せば自(ら)果報を受(く)べし。餘人の受(く)べきものに非(ず)。故(に)瞋(ら)不(し)て(而)慈心を修(す)応(し)。(卷十八、四无量定品第百五十九、二九6)
- 11 智慧の水を以(ち)て灑(き)て然(あり)て後に(乃)食(す)べし。但水灑のみを(便)名(づけ)て浄と為ものには非(ず)。(卷二十一、善覺品第百八十三、七五下4)
- 12 猶し鳥雀は要(す)卵を抱(く)ことを須(る)願を以(ち)ての故に禽(從)殻より出(づる)ものには(あら)不(といはむ)か如く。又願を以(ち)ての故に灯明清淨(なる)ものには(あら)不。(卷二十二、修定品第百八十八、二六上15、16)
- 13 又須尸摩経(の)中に説かく、法住智を先にし泥洹智を後にすといへり。是の義は必(す)先に禅を得て(而)後に漏尽(する)もの(に)も(あら)不。(卷二十三、三慧品第百九十四、五〇21)
- 14 若(し)無明無くは五陰の中に(於)妄(り)て人有りと計し(及)瓦石の中に金といふ想を生(す)ことを(ば)〔者〕名(け)て何(にある)等キものとか為む。故(に)知(る)邪分別の性を為無明(と)名(け)て明無キが故に無明と名(くる)こと(に)非(ず)也。(卷十三、無明品第百二十七、七五25)
- 15 又仏の十力は皆(是)智慧なり。故知、智慧をし(て)実に第一義を縁することを為すことなり。(卷二十一、道諦聚智

「ものなり」五九例のうち、一例は「者」の訓読、他は読添えによるものである。本資料の際立った特徴として、殆んどが「ものにあらず」「ことにあらず」の如く否定表現になっていることを挙げ得る。

③ 小川本願經四分律古点

16 若能(く)しツベキもの(なら)ば、汝往(きて)て(之)治(し)たてまつる可(し)。(甲卷②・14)。

17 仏言(はく)、「若鍵窣・小鉢(を)・次鉢を以て(すること)受(くる)こと聴す。鍵窣といふは(者)、小鉢に入ルものぞ。小鉢といふは(者)、次鉢に入ルものぞ。次鉢といふは(者)、大鉢に入ルものぞ。(甲卷⑩・18 19)

18 長者但し前(す)ミ行ケ。前(す)ミ行(きて)ば、利益有ラムものぞ。(乙卷⑩・17)

④ 聖語藏四分律卷四十六破僧捷度古点

19 善行王子、若(し)安隱に還り至ルものにしアラは、当に汝等の宝を奪(はむ)ものぞ。(三一〇頁12行)

20 若(し)我れ真誠にして虚(なる)こと无キものナラバ(者)眼当に平復にして故の如く(あら)しめタマへ。(三一四14)

21 仙人と語(りて)言(はく)「知(る)ヤ不ヤ。我が家児无し。若(し)汝等能(く)我が家に生(れむと)求願せば(者)命終(して)便(ち)生(まると)こと得(む)ものぞ。(三〇七2)

「ものなり」四例のうち一例は「者」の訓読、他は読添えによるものである。

⑤ 地藏十輪經元慶七年点

22 時に羅刹(の)子其の母に白(して)曰(ま)さく、人の血(肉)は甘ク美キモノナリ。母(に)我が食せむ(と)いふ(ことを)聴(し)たまふ(と)いふ(ことを)願フ。(卷四、无依行品第三之二、二四一行)

23 是(の)如き補特伽羅は、三宝を信敬する聖戒(?)力(の)故に、九十五の諸の外道の衆に勝(れ)たること、多し百千倍(な)ま。速に能(く)般涅槃城に入ルベキモノニハ非ズ。転輪聖王(も)尚し及(ぶ)こと能(は)不(不)。(卷五、有依行品第

四之一、三九三

24 四根本の罪を随(ひ)て一ツモ「も」犯(し)ツルヒトハ、清衆に「所棄テラル(る)こと海の屍の如しとのたまひしモノゾ。(巻五、有依行品第四之一、二五〇)

「ものなり」四例のうち二例は「者」の訓読、他は読添えによるものである。

⑥ 西大寺本不空羼索神呪心經寛徳点

25 蔵二三を啓クと雖(とも)其レ能ク応通して糸綸を法界に動植する者咸ク茲の旨を用取するとき(は)「則」斯の語に帰往するものなり(也)(二一行)

「ものなり」二例のうち一例は「者」の訓読によるものである。

⑦ 龍光院蔵妙法蓮華經古点

26 窮子父か豪貴尊嚴なるを見て、是(れ)国王なぞ、若(し)は是(れ)王と等(し)きものなぞと謂(を)て驚怖(し)て自(ら)恠(し)ふラク(巻二、⑩17)

27 仏の為(る)諸法の王たるか如(く)、此(の)経も亦復(た)是(の)如(し)。諸経の中の王たぞ。宿王華、此の経は能(く)一切衆生を救(ふ)者なぞ。(巻七、⑩12)

28 諸の善男子、各(の)諦(か)に思惟せよ。此(れ)は、為(る)難(事)なぞ。大願を発(す)宜(し)。(巻四、⑩16)

「ものなり」五例のうち四例は「者」の訓読によるものである。

以上の七種の仏典を通覧した限りにおいては、「ことなり」は殆ど用いられておらず、それに対して、「ものなり」の優勢は明らかたところであろう。且、上に指摘してきたように、「ものなり」が、多く読添え語として用いられているところから、その表現は、日本語としての自然な表現であったであろうと推測される。

⑧興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点

29 東都ノ白馬。西明ノ草堂自リモ伝訳ノ〔之〕盛ナルコト、詎カ同日ニシテ〔而〕言フ可キ者ナラム〔也〕。(卷七、二八五行)

30 渾元〔ヲ〕推シテ〔而〕知〔ル〕コト莫〔ク〕、陰陽ヲ窮〔メ〕テ〔而〕測〔ラ〕不、豈〔ニ〕象繫〔ノ〕〔之〕表〔三〕聞〔カ〕ムヤ、猶〔シ〕八正〔ノ〕〔之〕門ヲ開〔キ〕、形器〔ノ〕〔之〕先〔更〕〔三〕智〔ノ〕〔之〕教ヲ弘ムル者ナラムヤ〔也〕。(卷八、一一)

31 豈〔ニ〕直秋〔ノ〕〔之〕氣為〔ル〕コト、良〔ニ〕歎ヲ増〔ス〕ノミナラムヤ〔矣〕、寧口惟レ孔父之情〔ナラムヤ〕、嘗〔テ〕食ニ臨〔ミ〕テ食ヲ輟〔ヤ〕メ、◎寢ヌルニ当〔リ〕テ〔而〕驚カ不ハ〔アラ〕未〔ル〕所以ノ者〔ナリ〕〔也〕。①所以〔三〕未タ嘗テ食に臨〔ミ〕テ食〔ヲ〕輟〔ヤ〕メ、寢ヌルニ当〔リ〕テ〔而〕驚〔カ〕不ハアラ〔未〕るものナリ。(卷九、三八二、◎承德三年墨点①同朱点)

32 聖主〔ノ〕〔之〕懷真〔ヲ〕窮メ俗ヲ罄シ、有ヲ綜〔ス〕ヘ無ヲ該〔ネ〕タルコトハ義軒ヲ超〔エ〕テ〔而〕更に高ク曹馬〔ニ〕架キテ〔而〕逾遠シ〔者矣〕(卷九、四三六、承德三年朱点)

33 玄奘カ本土ノ見人ナリ、聖賢〔ノ〕〔之〕徳ヲ懷〔キ〕テ能〔ク〕百姓ノ為ニ兇ヲ除キ暴ヲ剪〔ケ〕タリ、群生ヲ覆ヒ潤ス者ナリ。(卷五、九九)

「ものなり」二五例のすべてが「者」の訓読によるものである。

⑨大唐西域記長寛元年点

34 誠に宜〔シ〕ク我を以〔テ〕疾ク王之命に応ヘ、高論〔シ〕て勝〔ツ〕ことを得テハ、斯〔レ〕靈祐ナラム〔也〕。微議  
墮子負クルモノナラバ乃チ稚一齒ナレバトオモハム〔也〕。(卷五、四四九)

「ものなり」二例のうち一例は「者」の訓読によるものである。

## ⑩ 南海寄帰内法伝古点

35 西国には柳の樹全ら稀し。訳一者輒ク斯の号を伝ふへケム。仏の齒一木の樹(は)、実に楊柳に非(す)。那爛陀寺に自(ら)の目に親(アノクダ)り親(み)たぞ。既(に)信を他一聞に(於)取らざる者(もの)なぞ。(卷一⑩・12)

36 夫(れ)飲食(の)之(レ)累、乃(ち)是(れ)常(に)須(る)ものなぞ。(卷一⑩・4)

37 唯(た)立播(衣)は、寒(冬)に暫(く)著(す)と知れ。命の為に権(シバ)ク開(す)。車に油を置(け)ぞ。内に慙(を)を生(す)こと厚(か)か如(し)。必(す)其(れ)著(す)不(は)は、極(め)て是(れ)佳(よ)キ事(な)ぞ。(卷二⑨・15)

38 然(も)、五(一)天の法俗、齒木を嚼(む)こと自(ら)是(れ)恒(に)の事(な)ぞ。(卷一⑩・17)

39 二三升受(く)可(ハ)りせよ。小(ち)きは無(に)用(に)成(る)。斯(の)之(レ)二(一)の穴(あな)よ、恐(る)らば虫(むし)・塵(ちり)入(り)ラムものぞ。(卷一⑥・24)

「ものなり」三例のうち二例は「者」の訓読によるものである。

大慈恩寺三蔵法師古点については、「ものなり」が多く認められる反面、「ことなり」は全く見られない点で注目される。

「コト」の読添えの事例は、文字どおり枚挙に遑ないが、「コトナリ」は一例も見当らない。本資料には、「者」が人物を表す例の多いことが一特徴であろう。これに対して、同じく紀行ではあるが南海寄帰内法伝古点には、「ものなり」と「ことなり」とが同数認められるなど、經典に比して複雑な事情の存在することが窺える。

「ものなり」の多用された經典に対して、際立った対照を見せて「ことなり」の多用されているものに、次の注釈書がある。

## ⑪ 法華經玄贊序祐古点

40 其の能所詮の性(は)又各(々)別(な)レども智に因(り)て頭(は)サる為(を)二字抹(す)トコロナリ。今は根本に従(ひ)て(の)故に、智慧(を)モチ性と為(す)といふこと(なり)。(卷三、一〇〇行)

41 此が三が「之」中に初のは外道に共(に)せるをいふ。次のは、二乗に共(に)せる(を)いふ。後のは唯(し)菩薩(を)のみ(いふ)なぞ。初の二(は)安楽(をいふ)なぞ。後の一は利益(をいふ)なぞ。果を感ずることなぞ。(卷三、三七〇)  
42 經所以者何至即能敬信、贊曰此は聞(く)に堪(ふと)いふことに、三の因有(り)。一(には)良縁と遇(ひ)て、曾(し)仏を見シといふこと(なり)。(卷三、八三八)

43 此(の)意に二有(り)。一(は)仏の、二乗の權に住(み)て實に滅度(せ)未と説(きたまひ)シこと(なり)。(卷六、四〇八)  
44 頌の音は苦骨反、三蒼には頭の禿に(し)て毛(の)无(き)ことゾ。通俗文と切韻とには白(く)して禿することゾ(也)。  
卷六、六五八

45 此の城の中に四種の悪法を「之」任持せる所有ぞ。二(は)是(れ)在家の起(せる)ものなぞ。謂(はく)貪と「興」瞋となぞ。二は是(れ)外道の起(せる)ものなぞ。謂(はく)慢と「興」覆となぞ。(卷六、三〇)

46 尔雅には雖は鼻を仰(ぎ)て「而」尾を長(なが)くするものゾ(といふ)。(卷六、六六)

### ②法華義疏長保四年点

47 三瑞は並(び)に是(れ)、能化の事なぞ。故に一類と為(す)。二(の)觀一瑞は是(れ)所化の事なぞ。復、一類と為(す)。(序品末、八三〇行)

48 緣覺乘をば第二と為、声聞乘をば第三と為。故に无有餘乘若二若三と言ふ。問、何(の)故(にか)然(なり)といふことを知(る)。答、數の「之」次第は謂(はく)一二三といふことなぞ。(方便品末、一四)

49 安慰といふは、其の美德を隠して、貪の樂(しむ)所(の)法を以て、衆生を度す。此は是(れ)忍苦の「之」事なぞ。(方便品末、七一九)

50 但、上根の「之」人は法説を聞(き)て已に解す。譬喩を待(つ)こと無し。故(に)涅槃經(に)云(はく)、利根の人の為(に)、大乘の九部を説く。(於)譬喩を略せ(と)いふ。即(ち)其の事(なり)也。(譬喩品初、七)

51 己発心の者は、即(ち)、増長すること得。直往の(之)人、是(れ)なぞ(也)。已に増長せる者は、則便(ち)、成熟す。八生あずて、仏を得(る)者なぞ(也)。(序品末、六三七)

法華経玄賛においては、「ことなり」のうち一例は「事」の訓読、「ものぞ」のうち三例は「者」の訓読、そのほかは読添えによるものである。なお、本資料は、中田祝夫博士と大坪併治博士とで訳文に相異があるようであって、大坪博士の訳文に依れば、「ことぞ」の事例がなお数例増えるようである。

又、法華経義疏においては、「ことなり」の殆どが「このことなり」である。このように「ことなり」が多用されるのは、注釈類の文体上の一特徴と言えようか。

上に述べた、經典に「ものなり」が多用されるという文体上の傾向は、中世にも引続き見られるようである。管見による次の僅か四点のみではあるが、いずれにも「ものなり」は認められるが、「ことなり」は見当らない。

⑬ 興福寺本往生要集

52 カノ国土長遠ノ時尅ヲヘテ無生法忍ヲサトルナリ。シカモカレニ約シテ即悟トナツクルナリ。コレニノソムレハスナハチ億千歳ナリ。アルイハ上タノヒトハカナラスコレ方便ノ後心ノ行田満スルモノナルヘシ。(三二六頁7行)

53 耆域医王モロノクスリヲ合集シテモテ菓草ヲ取童子ノカタチヲツクレリ端正殊妙ナルコトヨノ希有ナルモノナリ。(三三七頁)

原漢文と照応させてみるのに、「ものなり」六例のうち四例は「者」の訓読によるものと思われる。

⑭ 往生院本選択本願念仏集

54 今於(テ)諸行(ニ)者既捨(ル)而不(レ)二歎(ス)一置(ス)而不(レ)三可(ス)二論(ス)者(モ)也唯就(ス)三念仏(ヲ)一行(ニ)既選(ブ)而讚(ス)一歎(ス)思(フ)而容分(ベ)一別(ス)者(モ)也。(念仏利益之文、八二頁67行)

⑮ 金剛頂寺藏大日經

55 作衆生義利之所及普周遍照一明恒不断哀愍广大身離障無罣碍二行於悲行者(モノナリ) (卷七、20)

56 左置執金剛勤勇諸眷屬前後華合中広一菩薩衆一生補処等饒益衆生(モノナリ)者 (卷七、13)

⑯ 伝後伏見院宸翰仮名書き観無量寿經

57 あみた仏はこゝをざり給ふ事とをからず。なんち、いまゝきに思ひをかけて、あきらかにかの国を觀すへし。淨業、成するものなり。(131)

58 衆生、間錯していろのなかにすくれたるものなり。このもろくの宝樹、行々あひあたり、葉々あひつけり。(244)  
以上述べてきたようにして、平安時代初期以来、同時代を通じて、仏教經典に「ものなり」表現の流れを辿り得るように思われる。

第二節 本邦祖師による教義書

中世に入ると、いわゆる新仏教の祖師達の遺文が数多く残されている。そこで本節では、法然、親鸞、日蓮の遺文や言行録によって、前節に述べた文体上の特徴の行方を探ってみることとしたい。

まず、法然の西方指南抄を見よう。<sup>(6)</sup>

井上親雄氏の論文「西方指南抄における助動詞『き』と『けり』」<sup>(6)</sup>によれば、西方指南抄は、その内容上、〔甲類〕法然聖人のことば、〔乙類〕法然聖人に關することを他の人が述べたことは、〔丙類〕文章についての注記・項目名、〔丁類〕法然聖人以外の人の言行、以上四類に分かつことができることとされる。

そこで、「ものなり」「ことなり」の用いられている文章を、井上氏の分類にそれぞれ当てはめてみると、次の如くなる。挙例は数例ずつに止める。

「ものなり」表現の系譜について

ハモノナリ

〔甲類〕

A ○衆惡シユアツシテケケカス 汚クソ彌陀教タツノガウモシヲア文ヲ揚ヲ師匠シ之惡名ノハナクシキコトオキニ不善スネカタルコトコレニ之甚トノナリ  
无ム過ト 之ノ者ヲ (三九八頁)

○サレハ、サヤウニ妄語ヲ、タクミテ、申候覽人ハ、カヘリテ、アハレムヘキモノナリ (九〇二)

○モシハ、ソシリ、モシハ、信セサラムモノヲハ、ヒサシク、地獄ニ、アリテ、マタ、地獄ヘ、カヘルヘキモノナリト、ヨク／＼コ、ロエテ (九一六)

B ○シカレハ、スナワチ、サヤウニ、ヒカコト、申候ラム人オハ、カヘリテ、アハレミ、タマフヘキモノ也 (四七八)

○念仏ニアラスハ、極楽ニムマル、ヘカラサルモノナリ (五四〇)

○マタ、ウタカフラクハ、天魔波旬ノ、タメニ、精進ノ氣ケヲ、ウハワル、トモカラノ、モロ／＼ノ、往生ノ人ヲ、サマタケムト、スルナリ、アヤシムヘシ、フカク、オソルヘキモノ也 (六六八)

C ○浄土宗ノ祖師、マタ、次第ニ、相承セリ、コレニヨテ、イマ相伝シテ、浄土宗ト、ナツクルモノナリ (五〇)

○大慈大悲ノ誓願モ、寿命ノ无量ナルニ、アラワル、モノナリ (二一八)

○四ニ、同縁ノ伴ヲウヤマフトイフハ、オナシク、業ヲ、修シユスルモノナリ (八七六)

ハコトナリ

〔甲類〕

A ○サテハ、タツネ、オホセラレテ候、コト、モハ、御フミ、ナトニテ、タヤスク、申、ヒラクヘキ、コトニテモ、候ハ

ス (五六三)

○善導和尚ヲ、フカク、信シテ、浄土宗ニイラム人ハ、一向ニ、正シヤウキヤウ行キヤウヲ、修シユスヘシト申事ニテコソ候ヘ (六〇八)

○ヨカレ、アシカレ、人ノウエノ、善惡ヲ、オモヒ、イレヌカ、ヨキコトニテ候也 (六一六)

B ○念仏往生ニ、ウタカヒヲナシ、不審ヲ、オコサム人ハ、イフカヒナキ、コトニテコソ、候ハメ(四七九)

○往生ハ、一定セサセ、オハシマスヘキ、コトニテコソ候ヘ(六四三)

○カナラス、引撰シタマフ、无上ノ、功德ナリト、信シテ、一期不退ニ、行スヘキ也、文証、オホシト、イエトモ、コレヲ、イタスニ、オヨハス、イフニタラサル事ナリ(六六三)

C ○マタ、智光ノ曼陀羅トテ、世間ニ流布シタル、本尊アリ、ソノ因縁ハ、人ツネニシリタルコトナリ、ツフサニ、マフスヘカラス(二四)

○因ト果ト、相應スルコトナレハ、食ハ、スナワチ、命ヲツクカユヘニ、食ヲアタフルハ、スナワチ、命ヲ、アタフルナリ(一二三)

○タトエハ、今生ニモ、主君ニ、ツカヘ、人ヲ、アヒタノム、ミチ、他人ニ、コ、ロサシヲ、ワクルト、一向ニ、アヒタノムト、ヒトシカラサル事也(七四一)

〔乙類〕

A ○アナカチニ、ヒラキ、ミタマフコト、コソ、アヤシキコトナリト、イヒテノチ、ホトナク、カホノイロモ、ニワカニ変シテ(三三二)

B ○トナリノ房ノ、人キタリテ、イフヤウ、聖人ノ葬送ニ、マイリアハヌコトノ、キコムニ、候ヘトモ、オナシコトナリ(三五八)

〔丁類〕

○抑阿弥陀仏ノ本願ト云ハ、イカナル事ト云ニ(四九九)

○モトノ、ネカヒト云ハ法蔵菩薩ノ、昔、常没ノ衆生ヲ、一声ノ、称名ノチカラヲ、モテ、称シテム、衆生ヲ、我國ニ、生セシメムト、云コト也、カルカユヘニ、本願ト、イフナリ(五〇〇)

○用ヲモテ、躰トモ、云事、常ノ事ナリ (五〇九)

「ものなり」については、井上氏が分類を留保された三例を除いて、すべて甲類に属する。これを細分すれば、(A)法然聖人作成の文章に見られる例が四例、(B)法然聖人作成の文章かと見られる例が四例、(C)法然聖人の法語又は人との問答などを記録したものの例が十二例となる。

他方「ことなり」は、甲類、乙類、丁類のいずれにも、その事例が認められる。

第二に、親鸞の教行信証を見ることにしたい。坂東本教行信証の「ものなり」全六例を次に掲げよう。

○是菩薩以ニ此諸法ヲ為ニ家<sup>カ</sup>故<sup>コ</sup>无<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>過<sup>ク</sup>答<sup>ク</sup>ニ<sup>レ</sup>転<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>世間道ニ入<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>出世上道<sup>ニ</sup>者<sup>ナリ</sup> (文二(二九) 39、八十住毗婆沙論)

○此无量寿経優婆提舍蓋上<sup>ハ</sup>衍<sup>ク</sup>之極<sup>ニ</sup>致<sup>ス</sup>不退<sup>ニ</sup>之風航<sup>ナル</sup>者<sup>也</sup> (文二(四七) 57、八往生論註)

○如是<sup>ニ</sup>蜜義<sup>ヲ</sup>汝未<sup>ニ</sup>能<sup>ハ</sup>解<sup>コト</sup>何<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>故<sup>ヲ</sup>我言<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>一切凡夫阿闍世者普及一切造<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>五逆<sup>ニ</sup>者<sup>ナリ</sup> (文三(二二六) 280、八北本涅槃経)

○夫无<sup>レ</sup>為<sup>者</sup>非<sup>ハ</sup>衆生<sup>ニ</sup>也阿闍世者即是具足煩惱等<sup>ニ</sup>者<sup>ナリ</sup> (文三(二二六) 280、八北本涅槃経)

○阿闍世者即是一切未<sup>ニ</sup>發<sup>ス</sup>阿耨多羅三藐三菩提心<sup>ニ</sup>者<sup>ナリ</sup> (文三(二二七) 281、八北本涅槃経)

○仏告<sup>ク</sup>須菩提<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>汝意<sup>ニ</sup>云何<sup>イカニシテ</sup>若有<sup>ニ</sup>化人<sup>ノ</sup>作<sup>ス</sup>化人<sup>ノ</sup>是化<sup>ノ</sup>頗有<sup>ス</sup>実事<sup>リヤ</sup>不<sup>レ</sup>空<sup>ク</sup>者<sup>ナリ</sup>不<sup>レ</sup> (文五(六三) 457、八觀經疏)

六例すべて、他の經典等(引用例の下に注記してある)からの引用に見られるものである。漢文表現の文末指定辞「也」に代って用いられる「者」を、親鸞がモノナリと訓読したものと考えられる。教行信証には、親鸞のいわゆる自釈の文章も含まれているが、そこには、「ものなり」も「ことなり」も見当らな。

他方「ことなり」は、次に掲げる義注一例を見るのみである。

○何以故遠<sup>ニ</sup>離<sup>ス</sup>一切<sup>ノ</sup>煩惱<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup> (文五(二五) 149、八北本涅槃経)

イソツルワケトコトナリ

第三に、日蓮の遺文<sup>(8)</sup>を見ることにしたい。

まず日蓮教学の中核として、最も重要視される開目抄から若干例を掲げよう。

○瞿曇がところには衆悪をあつめたり。所謂、迦葉、舍利弗、目連、須菩提等なり。人身を受たる者、忠孝を先とすべし、彼等は瞿曇にすかされて、父母の教訓をも用いず、家をいで王法の宣をもそむいて山林にいたる。一国に跡をとゞむべき者にはあらず。(三六一頁5行)

○「貧人」者、法財のなきなり。「女人」者、一分の慈ある者也。(四〇五10)

○法然、智者ならば、何此の釈を撰択に載て和会せざる。人の理をかくせる者なり。(三九四16)

○此等聖僧は、仏陀を除たてまつりては人天の眼目、一切衆生の導師とこそをもひしに、幾許の人天大会の中にして、かう度々仰せられしは、本意なかりし事なり。(三四〇9)

○花嚴経は一字も万字も但同事なるべし。(三四五5)

○阿舍・方等・船若・大日経等は、仏説なればいみじき事なれども、花嚴経にたいすればうにかいなし。(三四五11)

○今真言の愚者等、印・真言のあるをたのみて、真言宗は法花経にすぐれたりとをもひ、慈覚大師等の真言勝たりとをほせられぬれば、なんどをもへるは、うにかいなき事なり。(三八三1)

此に察せられるように、「ことなり」の事例が多く、「ものなり」三例に対して「ことなり」は八例を数えている。これは、上述の諸經典教義書等と著しく異なると言わねばならない。

開目抄に見られる、この「ものなり」「ことなり」の数的対比は、他の日蓮遺文においても、ほぼ同様に認められるところであって、今、その数値のみを記せば次の如くなる。

資料	ものなり	ものぞかし	ことなり	ことぞかし
報恩抄		一	七	一
下山抄	二		七	一
撰時抄	一		四	
法花題目抄	一		四	

しからは、日蓮遺文は、すべてこのように「ことなり」が多いかと言えば、必ずしもそうではない。開目抄より十年早く、弘長二年（一二六二）に著された顛謗法抄においては、逆に「ものなり」八例、「ことなり」四例なのである。次に若干の事例を引く。

○而を善無畏・金剛智（中略）達磨等の、我所立の依経を一代第一といえるは教をしらざる者なり。（九五頁5行）

○未開会の四意趣・四悉檀と開会の四意趣・四悉檀を同せば、あに謗法にあらずや。此等能しるは教をしれる者なり。（九六16）

○「一切衆生は悉く仏性あり」との説を聞きて、これを信ずといへども、また心を尔前の経に寄する一類の衆生をば仏性なき者と云ふなり。これ信じてしかも信ぜざる者なり。（九七14）

○「顛倒して義を解る」とは、実経の文を得て権経の義を覚る者なり。（九八3）

○謗法と者法に背という事なり。（九二1）

○観経等の凡夫のために九品往生などを説れたるを、妄に往生はなき事なりなど押申は、あにおそろしき謗法の者にあらずやなど申はいかに。（八四18）

本抄は、正法に背くことがいかに罪重いかを示し、教判の五義を明らかにしている点で重要視されていること

は、事新しく言うまでもないところであろうが、「ものなり」が頭誦法抄に多く、開目抄には少ないのは何故であるかについては、今俄かには見解を述べることができない。

### 第三節 仏教歌謡

以上の二節においては、中古中世の仏教經典及び祖師の著述を通して、そこに「ものなり」表現の系譜を見出してきたように思う。

ところで、かかる文体的特徴は、仏教歌謡の教化にも認められるのである。この事實は、既に武石彰夫博士が、教化の語法として注目すべきは、その結語で、「モノコソアリケレ」「コザリケレ」「コソアリケレ」「マシマスタトカリケル」「ベケレバヨ」「ナレバヨ」「モノナリケレ」等で、「コソアリケレ」「モノナリケリ」の形が多く見られる。<sup>(9)</sup>

と説かれ、又、築島裕博士が、

教化の文では、対句の表現が多いことが指摘される。又「…テ然ラバ」「…ベキモノナリケリ」のやうな類型的表現も目につく点である。<sup>(10)</sup>

と指摘されたところである。若干の事例を引いておく。

○題名句／五秘密ノ誓ヲ憑ミテ／十八会ノ経ヲ崇給ケル／両部ニ長シ給シ聖靈／三明備ソナヘ給ヘカリケル／諷誦句ノ華ノ鐘ヲ鳴シテソノ樹下ノ聖ニハ祈ケル／露ト消キエ給ヒシ聖靈ノ蓮ハチス開給ヘキモノナリケリ〔雑筆集〕<sup>(11)</sup>〔仏陀 卷所載〕

○戒珠ハ諸教ニ説トモノ大日ノ御法ソ勝タリケル／罪障ノ露ヲ照シテ／易消キハ事ハリナリケリ／法水ハ八宗ニ重トモノ写瓶ノ流ソ妙ナリケル／煩惱ノ塵ヲ濯テ／潔キ物ナリケリ／一人ヨリ始テ万民ノ利益普及ラム／戒ヲ受ル貴賤ノミカハノ六道モ導ルヘキモノナリケリ〔東寺灌頂表白康治二年、『同右』〔灌頂歎徳〕 卷所載〕

「ものなり」表現の系譜について

○仏母之妙典ヲ宗<sup>コソ</sup>、諸仏ノ御子ヲハ仰給ケル、王子誕生ノ御<sup>ウ</sup>なム願ヒ無疑カルヘキ物ナリケリノ孔雀ノ誓願テッ定恵ノ翹ニハ祈給ケル、産生無恙シト然ハ、羽クハミ奉リ給ヘキモノナリケリ（初夜表白『高山寺本表白集』<sup>12</sup>）所載

○月触ノ御慎ハ日域上皇ノ祈<sup>ウ</sup>ハ給ケル、百年ノ宝算ヲ持テ一生平ニマシマスヘキ物ナリケリ（孔雀經御読表白『同右』）

○寺ヲハ石山ト云、松ノ齡ヲ祈リ給ケル、千秋堅ク殖テ然ハ、子葉モ榮給ヘキ物ナリケリ（三位殿孔雀經御読表白『同右』）

教化は、その内容が多様であるが、本来衆生を啓蒙教化することを目的として作成されたものであるゆえに、他の經典とも相通するところが存するのである。その意味で、これまた、「ものなり」表現の系譜に位置付けることができよう。

### 結びに代えて

福島邦道氏は、「サントスの御作業」「ヒイデスの導師（信心録）」「スピリツアル修行」三書に所用の「ものなり」「ことなり」を調査されて、「ものなり」が圧倒的に多いことを示され、「ものなり」は「キリシタン文学の翻訳と享受とにかかわる重要なことばになっていると考えられる」と述べておられる。<sup>13</sup>

そこでもし、「ものなり」の使用が際立っているということが、一つの文体的特徴として、仏教・キリシタンの經典、教義書に普遍的に認定されるならば、それは、經文文体史あるいは教義文体史を形成する一因子とも成り得るであろう。しかしながら、前稿に述べた歎異抄や正法眼藏隨聞記、及び上述の開目抄等は、<sup>14</sup>「ものなり」よりも「ことなり」が多いのであるから、この方面について更に考察を深めなければならないと思う。

### 注

(1) 『國語史への道』上（土井先生頌寿記念論文集）所収。

(2) 底本及び事例の所在（本文に引用したものを除く）を記す。資料名は行頭の番号を以て代える。①春日政治『西本堂金光明最勝王經古点の國語学的研究』、一四一八、四四四、九一六、一四八二、一九五五、四一七、四五二、四八八、五〇八、五七三、六〇二

14、九六11、一三五15、一三六10、一四〇9、一四六5、一四七6 16、一五七22、一六一22、一六三12、一六七19、一七七16、一八九15、一九二3 4 5、一九三12 13、一九四13、二〇四11 ②鈴木一男〔聖語藏 成実論卷十一 天長五年点訳文稿〕〔書陵部紀要第六号〕

〔聖語藏 成実論卷十三 天長五年点訳文稿〕〔奈良学芸大学紀要第四卷第一号〕〔東大寺 圖書館藏 成実論卷十五 天長点〕〔南都仏教第三号〕〔聖語藏 成実論卷十六 天長五年点〕〔奈良学芸大学紀要第五卷第三号〕

〔同卷十八〕〔奈良学芸大学紀要第五卷第一号〕〔東大寺 圖書館藏 成実論卷二十一 天長五年点〕〔訓点語と訓点資料第八輯〕〔成実論卷二十二 天長五年点〕〔書陵部紀要第八号〕〔成実論卷二十三 天長五年点訳文稿〕〔南都仏教第一八号〕、稻垣瑞穂〔東大寺 圖書館藏 成実論天長点上〕〔訓点語と訓点資料第二輯〕〔同下〕〔訓点語と訓点資料第三輯〕、〔卷一一〕

一〇上1 2、一一上18、一六上9〔卷一一〕上〔五四12下〕五四6 10、五八12、六〇2、〔卷一五〕一〇四20、一〇五3、一〇七11、

一〇九1〔卷一六〕二二12 13、二四15 16、二五31 33、二六25 26 28、二七9 12 13〔卷二一〕七三下7、七四下17、八三上3、八五下9、八六下9〔卷二二〕二二三下15、二六上8、二六上18 20 下1、三三下3〔卷三三〕三六3、三七18、三八1 2、三九2、四〇16、

四三4 21、五〇1 ③大坪併治「小川本願經四分律古点」〔訓点語と訓点資料第九輯〕乙⑬⑭8、該論文の「六、文法I名詞」において、特に「モノ」に関して説明がなされているので参照されたい。④鈴木一男「聖語藏四分律卷四十六破僧健度古点」〔初期点本論攷〕

所収三〇六17、三〇七3 12、三一一12、三二六10、⑤⑨⑩⑪⑫中田祝夫「古点本の国語学的研究訳文篇」所収、⑤〔卷七〕第四之三、

二八一〔卷九〕第六之二、九二⑨〔卷四〕一九七⑩〔卷三〕三四三、五一〇、七八四、八五二、八五三、一〇二八〔卷六〕一三、七

〇、一九八、三二八、三五三、三七三、三七七、四一九、六八七、九〇六、九六八⑫序品初三九、二五三、四五五、五七三、序品末

二九、二五二、三九四、三九六、四二九、七六八、方便品末三三八、二三九、四六九、譬喻品初八八、一〇五、一四六、⑬小林芳規

「西大寺本不空羅索神呪心經寬德点」〔国語学33輯〕16、⑭大坪併治「龍光院藏妙法蓮華經古点」〔訓点資料の研究〕所収〔六卷〕

⑮1〔卷七〕⑰8、⑱8。⑲築島裕〔興福寺 大本 大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究〕〔序〕九、〔卷一〕九二、一〇四、二二八〔卷二〕

四五五〔卷三〕四二四〔卷五〕四二二〔卷六〕七三〔卷七〕二四〔卷八〕二七、三〇、一〇四、二八五〔卷九〕二二、三四、二九

九、三〇三、四一三、四五〇〔卷一〇〕二二二⑯大坪併治「天理大学図書館・国立京都博物館藏南海寄帰内法伝古点」〔訓点資料の研究〕所収〔卷一〕⑳16、㉑20〔卷二〕㉒21

⑳大坪併治「訓点語の研究」所収の「石山寺本妙法蓮華經玄贊古点」参照。

㉑鈴木一男「興福寺本往生要集」〔初期点本論攷〕所収三三一6、三六〇16、三六四10 15、㉒法藏館版の複製に拠る。他に一三二6。㉓稿者の移点ノートに拠る。他に卷二9、卷三12、㉔勉誠社文庫本に拠る。

㉕『親鸞聖人真蹟集成』に拠る。

「ものなり」表現の系譜について

- (6) 『鎌倉時代語研究第六輯』(昭和五八年五月) 所収。
- (7) 『親鸞聖人真蹟集成』に拠る。
- (8) 『親鸞日蓮集』(日本古典文学大系)、『日蓮』(日本思想大系)に拠る。『日蓮』(日本の名著8)を参考にした。引用例以外の所在を記す。(開目抄)三四五10、三六四5、三七一8、三九三2(顕勝法抄)九五3、14、九七11、九八1、八五8、八五10
- (9) 武石彰夫『仏教歌謡』(搞選書)四〇頁。
- (10) 築島 裕「高山寺本表白集の研究」(『高山寺本古往来表白集』所収。九六〇頁)
- (11) 武石彰夫編著『仏教歌謡集成』に拠る。
- (12) 『高山寺本古往来表白集』(高山寺資料叢書第二冊)に拠る。
- (13) 福島邦道『続キリシタン資料と国語研究』六八頁以後。
- (14) 注1に同じ。
- (後記) 小林芳規先生、佐々木峻氏の御教示をいただきました。記して謝し奉ります。